

令和4年8月9日

令和5年度弘前大学入学者選抜（医学部医学科）における出願資格等への追加について

「キャリア形成プログラム運用指針（平成30年7月25日付け医政発0725第17号厚生労働省医政局長通知）」の一部改正により、令和5年度以降に大学の医学部に入学した者には、都道府県が大学の協力を得つつ策定するキャリア形成卒前支援プランが適用されることとなり、その適用について同意を得ることとなりました。それに伴い「令和5年度入学者選抜要項」及び「令和5年度学生募集要項（総合型選抜）」に追記等がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

■令和5年度入学者選抜要項

P12「2. 出願資格」

2. 出願資格

一般選抜に出願することができる者は、次のいずれかに該当し、かつ、出願する学部・学科等が定める令和5年度大学入学共通テストの利用教科・科目等（16～20ページの表参照）を全て受験する者としてします。

(1) ～(8) 略

注1) 略

注2) 医学部医学科の「青森県定着枠」を受験できる者は、上記(1)～(8)のいずれかに該当し、かつ、卒業（医師国家試験合格を前提）後、直ちに青森県のキャリア形成プログラム~~(※)~~にしたがって、臨床研修を含む9年間（うち4年間は医師の不足している地域）医療に従事することを遵守できる者です。

注3) 医学部医学科の「青森県定着枠」の入学者は、在学中に青森県が大学の協力を得て策定する青森県のキャリア形成卒前支援プランに参加していただきます。

(※)・医療法に基づき、卒業後は青森県のキャリア形成プログラムが適用される（臨床研修を含む9年間（うち4年間は医師の不足している地域で勤務）医療に従事）

・キャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランについての詳細は、青森県庁ホームページにて確認願います。

(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/ishisyugakushikin.html>)

■令和5年度入学者選抜要項

P42「3-2 医学部 医学科（総合型選抜Ⅱ）出願要件」

■令和5年度学生募集要項（総合型選抜）

P35「3-2 医学部 医学科（総合型選抜Ⅱ）出願要件」

次の要件を備え、合格した場合は入学することを確約できる者

1. ～2. 略

3. 卒業（医師国家試験合格を前提）後、下記の事項について遵守できる者

（1）青森県内枠

卒業後、直ちに青森県のキャリア形成プログラム~~（※）~~にしたがって、臨床研修を含む9年間（うち4年間は医師の不足している地域）医療に従事すること

なお、入学者は、青森県・青森県国民健康保険団体連合会が募集する青森県弘前大学医師修学資金制度の修学生として、修学資金の貸与を受けなければならない

（2）北海道・東北枠

卒業後、直ちに青森県のキャリア形成プログラム~~（※）~~にしたがって、臨床研修を含む9年間（うち4年間は医師の不足している地域）医療に従事すること

4. 略

（※）・青森県内枠及び北海道・東北枠の入学者は、在学中に青森県が大学の協力を得て策定する青森県のキャリア形成卒前支援プランに参加していただきます。

~~（※）~~・医療法に基づき、卒業後は青森県のキャリア形成プログラムが適用される（臨床研修を含む9年間（うち4年間は医師の不足している地域で勤務）医療に従事）

・青森県弘前大学医師修学資金制度、**キャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プラン**についての詳細は、青森県庁ホームページにて確認願います。

(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryu/ishisyugakushikin.html>)

問い合わせ先

弘前大学学務部入試課学部入試担当

TEL 0172-39-3122

弘前大学大学院医学研究科学務グループ

TEL 0172-39-5206